社団法人高層住宅管理業協会会長 殿

国土交通省総合政策局不動産業課長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

標記については、平成16年7月30日付けで公布、平成16年8月1日から管理業務主任者の登録及び監督に関する事務が国土交通大臣から地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長(以下「地方整備局長等」という。)に委任されることとなったので、下記のとおりお知らせいたしますとともに、関係各位へのご周知の程、宜しくお願い致します。

記

1.委任される事務について

国土交通本省から地方整備局等に委任される事務は別紙1に掲げるとおりです。

なお、今般の事務委任までに大臣が行った登録等、大臣に対してした申請等は、それ ぞれ地方整備局長等の登録、地方整備局長等に対してした申請等とみなされることとな っています。

2. 管理業務主任者登録に係る申請書等の送付先について

現在、国土交通本省に送付頂いている管理業務主任者登録に係る申請書等は、管理業務主任者の住所地を管轄する地方整備局等(別紙2参照)へ送付して頂くことになります。8月1日以降の到達が見込まれる申請書等については、あらかじめ地方整備局等あてに申請等頂くよう、ご協力方宜しくお願い致します。

その際、今般の省令改正によって各種申請様式の宛先が変更(別紙3参照)されていますので、ご注意願います。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 概要

1.地方整備局長等に委任する事務

以下の事務については、管理業務主任者等の住所地を管轄する地方整備局長等に 委任する(ただし、 、 及び については、国土交通大臣も権限を行うことがで きることとする)。

法第59条に基づく管理業務主任者試験に合格した者に対する登録事務

法第60条に基づく管理業務主任者証の交付等の事務

法第61条に基づく管理業務主任者証の有効期間の更新事務

法第62条に基づく登録事項の変更届出の受理

法第64条に基づく管理業務主任者に対する指示・事務禁止処分

法第65条に基づく管理業務主任者の登録取消

法第66条に基づく管理業務主任者の登録消除

法第67条に基づく管理業務主任者に対する報告聴取

規則第70条に基づく管理業務主任者登録申請書の受理

規則第71条に基づく登録後の通知

規則第76条に基づく変更された登録事項の登録、通知

規則第77条に基づく管理業務主任者証の再交付申請の受理等

規則第78条に基づく管理業務主任者の登録取消の通知等

規則第80条により読み替えて準用する第31条に基づく管理業務主任者が死亡した場合等の届出の受理

また、 及び については、管理業務主任者の住所地を管轄する地方整備局長等でない 他の地方整備局長等であっても、当該地方整備局長が管轄する区域内で事務を行う管理業 務主任者に対しては権限を行うことができることとする。

2. 附則関係

施行期日:平成16年8月1日

経過措置規定

地方整備局組織規則の改正(上記に係る事務を所掌事務に追加)

北海道開発局組織規則の改正(同上)

管理業務主任者登録申請等窓口一覧表

部 局 名	所 在 地	管轄する地域
北海道開発局 事業振興部	〒060-8511	北海道
建設産業課	札幌市北区北8条西2丁目	
	札幌第一合同庁舎	
	011(709)2311	
東北地方整備局 建政部	〒980-8602	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、
計画・建設産業課	仙台市青葉区二日町9-15	山形県、福島県
	0 2 2 (2 2 5) 2 1 7 1	
関東地方整備局 建政部	〒330-9724	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
建設産業課	さいたま市中央区新都心2 - 1	千葉県、東京都、神奈川県、
	さいたま新都心合同庁舎二号館	山梨県、長野県
	048(601)3151	
北陸地方整備局 建政部	〒951-8505	新潟県、富山県、石川県
計画・建設産業課	新潟市白山浦1-425-2	
	025(266)1171	
中部地方整備局 建政部	〒460-8514	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
建設産業課	名古屋市中区三の丸2-5-1	
	名古屋合同庁舎第二号館	
	052(953)8572	
近畿地方整備局 建政部	〒540-8586	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、
建設産業課	大阪市中央区大手前1-5-44	兵庫県、奈良県、和歌山県
	大阪合同庁舎第一号館	
	06(6942)1141	
中国地方整備局 建政部	〒730-0013	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、
計画・建設産業課	広島市中区八丁堀2-15	山口県
	082(221)9231	
四国地方整備局 建政部	〒760-8554	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
計画・建設産業課	高松市福岡町4-26-32	
	087(851)8061	
九州地方整備局 建政部	〒812-0013	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、
計画・建設産業課	福岡市博多区博多駅東2-10-7	大分県、宮崎県、鹿児島県
	福岡第二合同庁舎別館	
	0 9 2 (4 7 1) 6 3 3 1	
沖縄総合事務局 開発建設部	〒900-8530	沖縄県
建設行政課	那覇市前島 2 - 2 1 - 7	
	098(866)0031	